

(別紙)

マラッカ・シンガポール海峡の安全、セキュリティ、環境保護の推進 に関するジャカルタステートメント(仮訳)

インドネシア ジャカルタ 2005年9月8日

インドネシア共和国政府及び国際海事機関(IMO)は、IMO理事会の第93回及び第94回会合の重要な SHIPPING・レーンの保護に関する決定に従い、2005年9月7日及び8日にジャカルタにおいて、マラッカ・シンガポール海峡に関する会議:安全、セキュリティ及び環境保護の強化(以下、「ジャカルタ会議」と言う。)を開催した。ジャカルタ会議は、マレーシア政府及びシンガポール共和国政府と協力して開催された。

ジャカルタ会議の目的は、マラッカ・シンガポール海峡(以下、「海峡」と言う。)における航行安全、環境保護及びセキュリティを強化するための協力枠組みについて合意することを目的とした協議の場を提供することである。

ジャカルタ会議は、次の国の代表が出席し、

オーストラリア、バハマ、カナダ、中国、クロアチア、デンマーク、エジプト、フランス、ドイツ、ギリシャ、インド、インドネシア、韓国、ロシア、シンガポール、スペイン、タイ、トルコ、イラン、イタリア、日本、クウェート、ラオス、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、英国、タンザニア、米国、ベトナム、イエメン

次の政府間組織がオブザーバーとして出席し、

国際水路機関(IHO)、東アジア諸国連合(ASEAN)

次の非政府組織がオブザーバーとして出席した。

国際海運会議所(ICS)、国際自由労働組合連盟(ICFTU)、石油会社国際海事評議会(OCIMF)、国際船長協会連合(IFSMA)、国際独立タンカー船主協会(INTERTANKO)、船主責任保険組合国際グループ(PANDI)、マラッカ海峡協議会

ジャカルタ会議は、

海峡の地域的及び世界的な海上貿易における戦略的重要性並びに海峡が恒常的に安全で海運に開かれたものであることを確保する必要性を認識し、

海峡は、インドネシア、マレーシア及びシンガポール（以下、まとめて「沿岸国」と言う。）の領海内並びにインドネシアとマレーシアの大陸棚及び排他的経済水域内に位置し、国連海洋法条約（以下、「UNCLOS」と言う。）において定義されているように、国際航行に利用される海峡であることをも認識し、

更に、海峡の安全面、セキュリティ面及び環境面での脆弱性並びに海峡における不法行為が交通の流れに深刻な悪影響を与える可能性をも認識し、

海峡において発生したと報告された船舶及び船員に対する数々の不法行為及び武装強盗事件を特別な憂慮の念をもって注目し、

沿岸国の主権を尊重する一方で、海峡における利害の多様性並びに沿岸国及び利用国間のバランスの平衡を保つことの重要性を承知し、

UNCLOS の規定及び、特に、航行及び安全のための援助施設及び船舶からの汚染の防止、軽減及び規制に関する事項について、国際航行に使用されている海峡の利用国と沿岸国との合意による協力を要求した第 43 条を含む海洋に関する国際法の下での国の権利及び責務を認識し、

沿岸国の関係当局職員により構成される航行安全に関する沿岸三ヶ国技術専門家グループ（以下、「TTEG」と言う。）の海峡における航行安全及び環境保全の強化における努力と功績並びに、特に IMO で採択された分離通航方式、深水航路、警戒区域及び船舶通報制度を含む航路指定方式並びに UNCLOS 第 43 条に一致した海峡の維持に関する協力の促進における TTEG の前進を通じた努力と功績をも認識し、

海上の安全及びセキュリティ、並びに海洋環境に関連する課題に取り組む一方で、海洋及び海洋法に関する国連総会決議 A/RES/59/24 において、特に、

1. すべての国に対し、IMO と協力し海賊行為及び海上武装強盗と戦うことを要請し、
2. 戦略的に重要で有意義な SHIPPING・レーンの安全及び国際海上交通への開放の維持、並びにそれによる交通の不断の流れの確保に関する IMO 理事会及び IMO 事

務局長の懸念に注目し、関係国とともにこの問題について引き続き取り組むという IMO 事務局長に対する理事会の要請を歓迎し、

- .3 海洋環境及びその海洋生物資源を汚染及び物理的な荒廃から保護し、かつ保存する重要性を強調していること

を想起し、

海賊行為及び海上保安への脅威に対する協力並びに国際テロに対する輸送の安全強化に関する ASEAN 地域フォーラム声明を含め、ASEAN 宣言、声明、共同公式発表及びテロとの戦いに関する行動計画をも想起し、

第 4 回マラッカ・シンガポール海峡沿岸三国閣僚会合により 2005 年 8 月 2 日に採択され、特に、次の諸点に言及するバタム共同宣言を支持し、

- .1 海峡における航行安全、環境保護及び海上セキュリティに係る主要な責任は沿岸国にあることを再確認すること
- .2 海峡においてなされる如何なる対策も UNCLOS を含む国際法に従うべきであることを強調し、その際、利用国及び関連する国際機関の利害関係並びに海峡に対しそれらが担うべき役割を認識すること
- .3 総合的な協力枠組みを提供することにおけるマラッカ・シンガポール海峡三国閣僚会合の重要性を認識すること
- .4 海峡へ至る航路に接する国及び主要な海峡利用国の関与の重要性を認識すること
- .5 沿岸国は、海賊、武装強盗及びテロ行為のような国境を越える犯罪を含む海上セキュリティの課題に包括的に取り組むべきであることを認識すること
- .6 航行安全に関する TTEG 及び船舶からの油流出に対する迅速な対応を可能にするための基金を運営する回転基金委員会の業務をも認識すること
- .7 航行安全に関する TTEG 及び回転基金委員会の業務を補完するため、海上セキュリティに関する沿岸三ヶ国技術専門家グループの設置の準備をすること
- .8 沿岸国と国際社会のより密接な協力並びに、特に、利用国、関連する国際機関及

び海運社会によるキャパシティ・ビルディング、訓練及び技術移転の分野における支援、並びに UNCLOS に従ったその他の形態の支援の重要性を認識し、歓迎すること

海上安全及び海洋環境保全、海賊行為に対する地域的な協力措置における沿岸国と利害関係者間の協力を促進するため、1993年、1996年、1999年及び2001年に開催された国際会議、地域ワークショップ及びASEANやASEAN地域フォーラムなどの他の地域フォーラムを通じたIMOのこれまでの努力を認識し、

海峡における海上セキュリティの向上を目的としたマラッカ海峡安全イニシアティブにおけるインドネシアのイニシアティブのような、沿岸国及びタイの国防軍における協力の強化への努力を称賛し、

沿岸国の保安部隊間の協調された海上パトロール並びに海峡における他の協力的な海上セキュリティ措置及び対策の肯定的な結果をも認識し、

海峡における航行安全及び環境保全の強化において、IMOが沿岸国及び他の利害関係者の協力により現在策定中である海上電子ハイウェイ構想の潜在力並びにインドネシア・バタムにあるプロジェクトマネジメントオフィスと共同で海上電子ハイウェイの試験計画を行うという沿岸国の決定を認識し、

船舶に対する不法行為及び武装強盗行為の解決に当たって、マレーシア・ペラにある海事実施協力センターの重要な役割及び機能に注目し、

更に、船舶に対する海賊・海上武装強盗を解決するためシンガポールにおいて ReCAAP 情報共有センターが近日中に設置される重要性に注目し、また、5ヶ国の ReCCAP への署名を歓迎し、

各国及び他の利害関係者が海峡の航行安全及び環境保全の強化へ向けてこれまで行ってきた貢献並びに引き続き行う貢献に理解をもって注目し、

沿岸国の主権、主権的権利、管轄権及び領土の一体性、不介入の原則並びに関連する国際法、特に UNCLOS の規定を十分に尊重し、

国際法、特に UNCLOS 及び国内法が適用される場所であるならば国内法の下で、海峡が恒常的に安全で国際海運に開放されていること及びこの目的のため既存の協力的措置及び対策を積み重ね、また強化することを希望し、

更に、海峡の安全、セキュリティ及び環境保全の向上を希望し、次のことに同意した。

- (a) UNCLOS 第 43 条の実施に関する TTEG の努力を含む海峡の航行安全の向上及び海洋環境の保全における TTEG の働きが支援され、奨励されるべきであること、
- (b) 三つの沿岸国が、利用国、海運業界及び海峡の航行安全に関心のある者と定期的に集まり、海峡の安全、セキュリティ環境保全に関することと同様、責任分担も含めた可能な選択肢を探求することを含め、海峡が安全で航海に開かれていることを維持することの協力の促進について議論する場を設けること、そして、適宜、結果について IMO に報告すること
- (c) 海峡における海上の状況把握を強化し、もって安全、セキュリティ及び環境保護の分野における協力的措置の強化に貢献するため、各国内及び各国間において情報を交換するメカニズムを、可能であれば、3ヶ国技術専門家グループのメカニズムのような既存の措置の上に設立し、強化するための努力が海峡3ヶ国を通じてなされるべきであること
- (d) 海事セキュリティにおける3ヶ国技術専門家グループを含む沿岸国において海運へのセキュリティ上の脅威に対処する能力の更なる強化を目的として、海峡における協調された海上パトロール、特に、海上保安訓練プログラム及び海上演習等の協力の他の形式を通して協力的及び実践的な措置を促進し、積み重ね、拡大すること

IMO に、沿岸国が自身のニーズを特定し、優先順位を付け、かつ利用国が、協力的措置を推進し、調整する観点から、それらのニーズに対応し、情報交換、キャパシティ・ビルディング、訓練及び技術支援を含む可能な支援を特定する一連の追加会合の開催を沿岸国と協議をして検討することを要請した。

ジャカルタ会議のためになされたすばらしい調整、会議期間中の便宜及び惜しみないもてなしを行ったインドネシア共和国政府に対し、また、ジャカルタ会議における準備及びすばらしい結果を確実にするため多大な努力を行ったインドネシア共和国政府、マレーシア政府、シンガポール共和国政府及び IMO に対し、深い感謝を表明する。